

(別添1)

【都城市】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	14,025	14,179	14,333	14,487	14,641
② 予備機を含む 整備上限台数	16,129	16,306	16,483	16,661	16,838
③ 整備台数 (予備機除く)	0	285	14,048	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	285	14,048	0	0
⑤ 累積更新率	0%	1.09%	100%	98.94%	97.90%
⑥ 予備機整備台数	0	43	2,107	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	43	2,107	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	0.003%	15%	0%	0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

- 1 令和7年度は令和8年度の機器更新までの児童生徒数増への対応分を調達する。
- 2 令和8年度は整備上限台数分の調達を行う。
- 3 令和9年度以降は児童生徒数の増も予備機で対応を行う。想定以上の人口増や故障の増加等により予備機の不足が予想される状況になった場合は追加調達を行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 13,998台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 480台

校長・教頭等の管理職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員、養護教諭や栄養教諭、事務職員等も含めた教職員の指導者用端末及び業務用端末、オンライン授業の配信用端末として活用する。

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 : 13,518台

○端末のデータ消去方法

- ・処分事業者にも委託する。

○スケジュール(予定)

令和9年6月 小型家電リサイクル法の認定事業者にも引き渡す。